

(案)

業務委託契約書

1 業務の名称 令和7年度産業間連携おきなわブランド戦略推進委託業務

2 履行期間 契約締結の日から令和8年3月19日まで

3 委託金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 〇〇〇, 〇〇〇 円

乙は、契約保証金として委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りでない。

上記の委託業務について、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、別添の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連携して実施する。

本契約の証として本書〇通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙 □□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

商号又は名称 △△△△△△△△△△△

代表者名 代表取締役 △△△ △△△ 印

(総則)

第1条 甲は、令和7年度産業間連携おきなわブランド戦略推進委託業務を実施するため、乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、甲の指示に従い、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて、この業務を実施しなければならない。

3 乙は、仕様書に定めのない事項は、甲と協議して実施するものとする。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる項目について作成した実施計画書を契約締結の日から10日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

(1) 業務の具体的な内容及び各項目区分ごとの経費

(2) 業務の実施方法

(3) 業務の工程表

(4) 担当者の業務割当表

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の計画書を受理した日から20日以内に、乙に対してその修正を指示することができる。

3 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託事業を実施しなければならない。当該実施計画書が変更された場合も同様とする。

4 乙は、実施計画書に記載された業務内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、業務内容の軽微な変更又は費目の区分の20%以内の流用増減（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）であって、あらかじめ甲に報告したものを除く。

5 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(委託事業の内容等の変更)

第3条 甲は、この契約締結後において、やむを得ない事情が生じた場合には、委託業務の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の変更により、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(再委託)

第4条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に甲の承認を受けなければ

ならない。ただし、甲が仕様書で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

5 乙は、前項の規定により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙は第1項から第4項に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。この場合において、乙又は乙が業務の一部を委任し、若しくは請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は損害賠償を負わないものとする。

(履行期限の延長)

第5条 乙は、この契約締結後の事情の変化により、履行期間内に委託業務を完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、必要な指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責めにより、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5%の割合の違約金を徴することができるものとする。

(状況等の調査)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は所要の報告を求めることができる。

(委託料の支払い)

第7条 委託料の支払は、原則、精算払いとする。ただし、乙は、次の各号に掲げる額を上限として、業務委託料の概算払を甲に請求することができるものとする。

(1) 委託業務着手時に業務委託料の10分の3に相当する額

(2) 委託事業の進捗度合いに応じて業務委託料の10分の9に相当する額

2 甲は、前項ただし書の規定による請求があったときは、乙から適法な支払請求書を受理した日から、30日以内の日（当該期日の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間に支払を行わなければならない。

3 乙は、確定額を通知する甲からの書面を受理後、甲に支払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から、30日以内の日（当該期日の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間に支払を行わなければならない。

4 甲は、乙が所定の事業を実施していないと認めた場合、又は事業の目的外に経費を使用していると認めた場合には、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を命じることができる。

(実績報告)

第8条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書及び第20条の支出証拠書類を、委託業務終了の日から起算して10日以内又は履行期間の満了の日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

2 乙の提出する実績報告書等の内容に関し、甲乙協議のうえ、甲が不十分と認めた

ときは、甲は乙に対し不十分な部分について再調査を求めることができる。

- 3 前項により、甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(委託金額の額の確定)

第9条 甲は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る委託業務の成果が本契約の内容に適合すると認められるときは、支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

- 2 前項により検査した経費が、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料に含まないものとする。

(1) 乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費

(2) 前条の規定による検査等の要求に乙が応じず検査の実施が不可能又は証明が著しく困難な経費

(3) 前項の規定による検査の実施中に乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できなかった経費

- 3 委託料の確定額は、委託業務の実施に要した経費の実支出額と契約金額のいずれか低い額とする。

- 4 甲は、前項の委託料の額を確定した場合において、既にその額を超える委託料を支払っている場合には、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年3.0%の延滞金を徴収できるものとする。

(著作権等の帰属)

第10条 乙は、委託業務についての納入物（以下「納入物」という。）に係る著作権その他の知的財産権等及び所有権（乙、乙以外の業務参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合は、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。ただし、委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(著作権の使用)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、第三者の著作権またはその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続をとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約の

全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認めたとき。

(2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 甲は、第1項第1号又は第2項の規定による契約解除の場合には、違約金として契約保証金を取得できる。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に基づき、契約保証金が免除されている場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として乙に請求するものとする。

4 甲は、第1項第1号又は第2項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第13条 乙は、この契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託先等の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第2項各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第14条 乙は、前2条の規定により契約が解除され、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、第12条第1項第3号の規定により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

(解除による委託料の処理)

第15条 甲が、第12条又は第13条の規定により、契約を解除した場合の委託料の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 委託料が既に支払われているときは、乙は支払われた委託料のうち、甲が正当な既履行部分に相当する額を除きこれを甲に返還する。
(2) 委託料が支払われていないときは、甲は委託業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(解除後の実績報告書の提出について)

第16条 甲が、第12条又は第13条の規定により、この契約を解除した場合、乙は解除後15日以内に第8条に定める実績報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 第9条の規定は、契約解除した場合の委託料の確定について準用する。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。

- 2 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
3 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 乙は、委託業務の処理に当たって、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(帳簿等の整備及び保存)

第20条 乙は、甲の指示に従い、委託業務に要する経費に関し、その収支を明らかにした帳簿（以下「帳簿」という。）を備え、かつ、支出した内容の証拠となる書類（以下「支出証拠書類」という。）を整備しなければならない。

- 2 乙は、帳簿及び支出証拠書類を、委託業務の履行期間が満了する日の属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間保存し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。
3 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合について同様とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約及び仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項は、甲と乙が協議して決める。

(準拠法及び管轄裁判所)

第22条 この業務委託契約書の準拠法は日本法とし、甲と乙との間でこの契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第一審の専属的な合意裁判所とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第23条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(甲による契約の公表)

第24条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第 9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。